

# 【介護老人保健施設重要事項説明書】

〈令和 7年 4月 1日現在〉

## 1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：048（551）1115

担当： 支援相談員

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 2. 老人保健施設はなみずきの概要

〈事業者名〉 医療法人社団 優慈会

老人保健施設事業者 はなみずき

〈所在地〉 埼玉県深谷市柏合1041-1 048（551）1115

〈介護保険指定番号〉 介護老人保健施設

（埼玉県 1154680013号）

## 3. 利用料金

地域区分ごとの1単位あたりの単価（深谷市は7級地）・・・・・・・・10,14円

(1) 基本料金・施設利用料 ※多床室は個室以外の居室とします。

	施設サービス費 (多床室)	施設サービス費 (個室)
要介護1	793単位	717単位
要介護2	843単位	763単位
要介護3	908単位	828単位
要介護4	961単位	883単位
要介護5	1012単位	932単位

短期集中リハビリテーション実施加算・・・・・・・・258単位/日（3か月間）

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ・・・・・・・・33単位/月

協力医療機関連携加算1・・・・・・・・50単位/月

科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・・・・・・60単位/月

サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・・・・・・6単位/日

安全対策体制加算・・・・・・・・20単位/回（入所時に1回限り）

生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・・・・・・10単位/月

介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・1ヶ月の所定単位×71/1000

必要に応じ下記の加算があります

初期加算Ⅰ	60単位/日(30日間)
初期加算Ⅱ	30単位/日(30日間)
経口移行加算	28単位/日
経口維持加算Ⅰ	400単位/月
経口維持加算Ⅱ	100単位/月
療養食加算	6単位/回(1日に3回を限度)
認知症短期集中リハビリ加算	240単位/日(3か月間)
在宅復帰支援機能加算	10単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51単位/日
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450単位/回(入所中に1回を限度とする)
入退所前連携加算Ⅱ	400単位/回
退所時情報提供加算Ⅰ	500単位/回
退所時情報提供加算Ⅱ	250単位/回
退所時栄養情報連携加算	70単位/回
再入所時栄養連携加算Ⅰ	200単位/回(再入所時に1回限り)
試行的退所時指導加算	400単位/回
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
ターミナルケア加算	
(1) 死亡日45日前～31日前	72単位/日
(2) 死亡日30日前～4日前	160単位/日
(3) 死亡日前々日、前日	910単位/日
(4) 死亡日	1900単位/日
緊急時治療管理加算Ⅰ	518単位/日(月に連続3日を限度とする)
所定疾患施設療養費Ⅰ	239単位/日(月に1回連続7日を限度とする)
外泊時費用	362単位/日(月に6日を限度とする)
自立支援促進加算	300単位/月
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月
新興感染症等施設療養費	240単位/日(月に5日を限度とする)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位/月

(2) 居住費及び食費

**【利用者負担第1段階】**

- ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 境界層該当者

	居住費	食費
個室	550円	300円
多床室	0円	300円

**【利用者負担第2段階】**

- ・ 市町村民税世帯非課税であって（合計所得金額＋課税年金収入額 $\leq$ 80万円／年）を満たす者
- ・ 境界層該当者

	居住費	食費
個室	550円	390円
多床室	430円	390円

**【利用者負担第3段階 ①】**

- ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- ・ 境界層該当者
- ・ 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	居住費	食費
個室	1,370円	650円
多床室	430円	650円

**【利用者負担第3段階 ②】**

- ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- ・ 境界層該当者
- ・ 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	居住費	食費
個室	1,370円	1,360円
多床室	430円	1,360円

**【利用者負担第4段階】**

- ・ 市町村民税本人課税者

	居住費	食費
個室	1,700円	1,950円
多床室	650円	1,950円

(3) その他（自己負担分）

特別室 個室	1,500円/日
特別室 個室（トイレ無し）	1,100円/日
特別室 二人室	750円/日
予防接種費	実 費
理美容費	2,000円/回
日用生活費	250円/日
教養娯楽費	250円/日
行事食代	150円/回
オヤツ代	150円/日
医師発行文書代	11,000円
発行文書代（その他）	5,500円
領収書再発行代	220円/枚
付加食品代	200円/日

※ 日用生活費は、タオル・ハンドペーパー・ティッシュペーパー・綿棒・入浴用品等

※ 教養娯楽費は、折り紙・風船・書道用品・印画紙・電池・遊具・行事費用等

※ その他、必要に応じて実費がかかります。

4. 支払方法

毎月、5日に前月分の請求をいたしますので25日までににお支払い下さい。

お支払方法は、はなみずき窓口でお支払頂くか、銀行振込、口座振替（※申込書を提出してから2ヵ月後からになります）でお願いします。

はなみずき窓口の場合、平日は18時半までに、土曜・祝日は17時半までにお願  
いします。日曜日は支払いの受付を行っていませんのでご了承下さい。

5. 事業者利用にあたっての留意事項

- ・面会・外出 …感染症まん延防止の為、制限を設けております。
- ・外泊 …現在、ご遠慮いただいております。
- ・金銭、貴重品の持込み… 原則個人管理です。  
(施設での責任は負いかねます。)
- ・施設外での受診 … 外泊時に（緊急以外に）施設に無断で外来受診は  
できません。
- ・電化製品の持込み … 持込の場合は1日110円。（4人部屋のみ）
- ・ペット … つれ込み禁止
- ・居室について …ご本人様の状態、対人関係及び施設の都合等で居室  
を移動して頂く事がありますのでご了承下さい。

## 6. 相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆  
担当 支援相談員  
電話番号：048（551）1115  
受付時間 月～金 午前9：00～午後4：30

上記以外の方法としまして、受付窓口投書箱を用意してありますので、ご利用下さい。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所（深谷介護保険事務所）      電話 048（571）1211

埼玉県国民健康保険団体連合会      電話 048（824）2761

## 7. 介護老人保健施設の目的と運営方針

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

- ①事業者では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ②事業者では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③事業者では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- ④事業者では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者に対して思いやり豊かな看護・介護に努めるよう、心の通うサービス提供に努める。
- ⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

## 8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 9. 非常災害対策

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、室内消火栓、避難階段、自動火災報知器他
- ・ 防災訓練      年2回以上（内1回は夜間想定とする）

## 10. 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
医師	1			
看護職員	11	5	1	
薬剤師		1		
介護職員	28	5	3	
支援相談員	1			2 (兼務)
理学療法士				3 (兼務)
作業療法士				1 (兼務)
言語聴覚士				1 (兼務)
音楽療法士				
管理栄養士	1			
栄養士				
介護支援専門員	2			1 (兼務)
事務職員	2	2		1 (兼務)
その他	3	3		

## 11. サービスの内容

食事	朝食 7:20 ~ 8:00 昼食 11:50 ~ 12:30 夕食 17:50 ~ 18:30 原則、入所のフロア食堂にておとりいただきます。
入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
介護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
機能訓練	個別訓練は1階の訓練室にて機能回復訓練を行います。また、集団訓練は各フロアにて行います。
生活相談	常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
理美容	事業者では、月に1回、第1水曜日に理美容サービスを実施しています。料金は、別途かかります。
レクリエーション	事業者では、年間数回の入居者交流会等の行事を行います。 行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

## 12. 協力医療機関

佐々木病院	深谷市西島町2-16-1 電話 048-571-0242
あねとす病院	深谷市人見1975 電話 048-571-5311
本庄総合病院	本庄市北堀1780 電話 0495-22-6111
尾島デンタルクリニック	群馬県太田市下田島町1049 電話 0276-57-8148

# 個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設はなみずきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設はなみずき施設内部での利用目的]

- ・事業者が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業者の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

[事業者の内部での利用に係る利用目的]

- ・事業者の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －事業者において行われる学生の実習への協力
  - －事業者において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・事業者の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供